

ほんにん いし たいせつ けんり まも 本人の意思を大切に、権利を守ります

たとえ意思決定に困難があっても、本人抜きに周りが決めたり、押しついたりせず、意思形成
 意思表明・意思実現を支援していくことが求められています。
 信頼関係を築き、地域に根差した権利擁護支援チームによって本人とともに課題の解決を目指
 していきます。

相談

成年後見制度の内容や手続きが
 知りたい。
 障がいのある子の将来(親亡き後)が
 不安。
 一人暮らしのお年寄りが悪質商法の
 被害を受けているかもしれない。
 こんな時、ご相談ください。

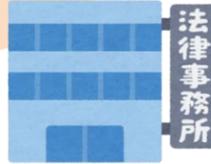


権利擁護支援チーム

本人を中心に支援チームの
 形成、運営のアドバイスをして
 権利を擁護し、関係諸機関へ
 つなぎます。
 後見人をサポートします。

広報

成年後見制度を知って
 いただき、制度の利用を検討
 できるよう情報を発信して
 いきます。
 講演会や研修会を企画し
 開催します。



要予約

弁護士・社会福祉士などの専門相談も

毎月第2水曜日

午後2時～午後3時
 午後3時～午後4時

- 専門相談は事前予約が必要です。(実施日の5日前まで)
- 予約の連絡は福祉総務課(こうけん・ゆうゆうサポート)まで
- 相談時間は1人45分程度 1日に2組まで
- 予約時に職員が相談内容を事前にお伺いします。
- 相談内容の秘密は守ります。



こうけん・ゆうゆうサポート

ひとりで決めることがしんぱいな人へ
 その人らしい暮らしをいっしょにつくる



相談員による相談は、いつでも受けつけています

いっしょに考えます

一人暮らしで
 親族は遠方にいる。
 もしものことが不安に
 なっている。
 今できることは、どん
 なことか?



妻が要介護の認定を受
 けた。自宅で最期を迎え
 るか、施設に入所するか
 二人で話し合っている。
 まだ先のことだが、制度
 を知っておきたい。

認知症になった父と同居
 することにした。父の家
 を売るには、後見人が
 必要と言われた。業者
 は、「全て任せて」と言っ
 ていたが、制度をきちん
 と知りたい。

年のせいか親の様子
 おかしくなった。
 頼まれて代わりに銀行
 へ行ったら「成年
 後見人でないと…」と
 言われた。
 どういうことなのか、
 教えてほしい。

障がいを持つ子ども
 の母親は、子どもが
 成人したら成年後見
 制度を利用するように
 いわれた。制度を知り
 たい。

交野市福祉部福祉総務課
 こうけん・ゆうゆうサポート(中核機関)
 〒576-0034
 交野市天野が原町5-5-1
 (交野市立保健福祉総合センター1階)

電話: 072-893-6400
 Fax: 072-895-6065
 午前9時～午後5時30分
 (月曜日～金曜日)



もうした だれ 申立ては誰が？

ほんにんおよ しんとうない しんぞく
本人及び4親等内の親族です。

だれ 誰もいなかったり協力を得ら
れなければ市長が申し立てること
もあります。



はんだんのうりょく はんてい 判断能力の判定は？

いし しんだん かい
医師の診断などにより、家庭
さいばんしょ はんだん
裁判所が判断します。

「ほじょ」「ほさ」「こうけん
の類型
があります。



こうけんにん えら 後見人はどう選ぶ？

かていさいばんしょ ほんにん もっと
家庭裁判所が、本人にとって最
もふさわしい人を選びます。

なってほしい人を候補者にでき
ますが、他の専門家になる場合
もあります。

こうれい びょうき しゅう せと せんだん ちから じゅうばん しんぱい 高齢や病気、障がい等で判断する力が十分でなく心配なときは、

- お金が上手く管理できない。
- 高価な商品を勧められ買ってしまった。
- 自分の年金を勝手に使われている。
- 思い通りの福祉サービスが利用できない。など

ご相談ください。

せいねんこうけんにん 成年後見人などができること、すること

ほんにん いしけつてい しえん
本人の意思決定の支援
いしけいせい いしひょうめい
意思形成、意思表示を
しえん いしじつげん
支援して、意思実現の
てつだ
お手伝い。



ざいさん かんり つうちょう かんり
財産の管理、通帳の管理
しはら とち たてもの
や支払い、土地・建物な
どの管理のお手伝い。



ふよう ぶっぴん こうにゅう
不要な物品の購入や
ふりえき けいやく とりけ
不利益な契約の取消し。
ほうていこうけん
(法定後見)



やくしょ ぎんこう てつづ
役所や銀行などの手続き
しよるい かくにん
や書類の確認。

ふくし サービス利用や
にゅういんてつづき けいやく
入院手続き、契約を
てつだ
お手伝い。



いろいろな相談にのり、
あんしん せいかつ
安心して生活ができる
かんきょう ととの
環境を整えます。



せいかつじょうきょう かくにん みまも
生活状況の確認・見守
り、チームで本人の思い
つた
を伝えます。

家庭裁判所

こうけんにん 後見人ができないこと

- ・手術や延命など医療の同意
- ・連帯保証人や、身元引受人
- ・結婚、離婚、遺言などの同意
- ・取り消し。

ほうしゅう ひつよう 報酬は必要？

せんもんか こうけんにん
専門家が後見人になると
ほうしゅう ひつよう
報酬が必要になります。

こうけんにん かていさいばんしょ ほんにん
後見人は、家庭裁判所が本人
の資産などによって定めた
ほうしゅう ほんにん ざいさん
報酬を本人の財産から受け
と
取ります。

(交野市の助成制度が利用できる
場合があります)



もうした ひよう 申立て費用は どれくらい？

もうした てすうりょう いし
申立て手数料や、医師の
しんだんしょ こせきとうほん じゅうみんひょう
診断書、戸籍謄本・住民票
の費用です。鑑定が必要
な場合があります。

べんごし しほうしょし いらい
弁護士・司法書士に依頼
する場合、ケースによっ
て異なります。

(交野市の助成制度が利用できる
場合があります)